

# 広島県におけるイベントの開催条件について

令和4年1月11日適用  
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、イベントの主催者に対して、次のとおり要請する。

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを遵守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、次の参加人数を目安として、イベントを開催することができるところとする。

令和4年1月10日までを周知期間とし、1月11日以降のイベントについて適用する。ただし、1月10日までにチケットが販売されたイベントについては、周知期間終了時点までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、周知期間中及び周知期間終了後、開催要件を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

なお、ワクチン・検査パッケージ制度（令和3年11月19日要綱制定 新型コロナウイルス感染症対策本部）の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、感染状況を踏まえ、当面、行わない。

## 1 参加人数

次の人数上限（A）と収容定員に収容率を乗じて算定した人数（B）のいずれか少ない方を限度とする。

	基本的な要件	感染防止安全計画を策定した際の要件（※1） 〔 「大声なし」が担保され、 参加人数5,000人超で開催するイベント〕
人数上限 (A)	5,000人	20,000人
収容率 (B)	■大声なし（※2） 100%（収容定員が無い場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔） ■大声あり 50%（収容定員が無い場合は、十分な人ととの間隔（※3））	100% (収容定員が無い場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔) ※大声なしの担保が前提

※1 感染防止安全計画の策定等の詳細は、「5 感染防止安全計画の提出等」に規定する。

※2 「大声」の定義は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」であり、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

※3 十分な人ととの間隔は、できるだけ2m、最低1mとする。この間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

※4 イベントには、重点措置区域内にある遊園地やテーマパーク等も含まれる。

## 2 感染防止対策

イベント開催にあたっては、別紙1に示す基本的な感染症対策に必要な取組等を実施すること。

### **3 飲食の取扱いについて**

飲食を伴うイベントについては、引き続き、飲食が可能として設定されたエリア以外（例：観客席等）においては自粛を求める。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用の担保や、マスクを外す時間を短くするために飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においては、この限りではない。

### **4 感染防止策チェックリストの作成等**

「1 参加人数」の基本的な要件の範囲内で開催するイベントにおいては、イベント主催者が感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

また、イベント終了後は、結果報告書を作成し保管すること。なお、大声発声やクラスター発生等の問題が生じた場合は、結果報告書を県に提出すること。

### **5 感染防止安全計画の提出等**

大声なしのイベントについては、「感染防止安全計画」を策定・提出することで、「1 参加人数」の基本的な要件を緩和することができる。

- (1) 大声なしの担保を前提に、5,000人超で開催しようとするイベントに適用する。（大声ありのイベントは、対象とならない。）
- (2) 開催にあたっては、感染防止安全計画を策定し県の確認を受けること。また、イベント終了後は、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出すること。

## イベント開催等における必要な感染防止策

別紙1

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 大声を「観客等が、②通常よりも大きな声量で、①反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</li> <li>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</li> <li>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</li> <li>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</li> </ul>
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</li> <li>* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</li> <li>* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</li> </ul>

## イベント開催等における必要な感染防止策

別紙1

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<ul style="list-style-type: none"><li>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</li><li>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築<ul style="list-style-type: none"><li>*入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。</li></ul></li><li>□大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保<ul style="list-style-type: none"><li>*「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</li></ul></li></ul>
⑤飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</li><li>□食事中以外のマスク着用の推奨</li><li>□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛<ul style="list-style-type: none"><li>*発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</li></ul></li><li>□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</li></ul>

## イベント開催等における必要な感染防止策

別紙1

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"><li>□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する<ul style="list-style-type: none"><li>* 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</li></ul></li><li>□練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。<ul style="list-style-type: none"><li>* 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</li></ul></li><li>□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</li></ul>
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"><li>□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握<ul style="list-style-type: none"><li>* 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。</li><li>* 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</li></ul></li><li>□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止<ul style="list-style-type: none"><li>* チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</li></ul></li><li>□時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</li></ul>

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。